

指定医療機関について

○指定難病の患者が、その医療費の助成を受けるには、都道府県知事の指定を受けた「指定医療機関」で医療を受けることが必要となる。

I 指定医療機関の要件

- (1) 以下の医療機関等であることが必要。
 - 保険医療機関
 - 保険薬局
 - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
 - 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護事業者に限る。）
 - 介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護事業者に限る。）

- (2) 以下の欠格要件に該当しないこと
 - ・ 申請者が禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
 - ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律等により罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
 - ・ 指定医療機関の指定を取り消され、5年を経過していないとき など

II 指定医療機関の責務等

- 厚生労働大臣が定めるところにより、難病医療費助成に関し、良質かつ適切な難病に係る医療を行わなければならない。
- 診療方針は、健康保険の診療方針の例による。
- 難病に係る医療の実施に関し、都道府県知事等の指導を受けなければならない。

Ⅲ 都道府県知事等の監督

- 都道府県知事は、必要があると認めるときは、医療機関の開設者等に対し報告や診療録等の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、診療録等につき検査させることができる。
- 都道府県知事は、指定医療機関が、療養担当規程又は診療方針に従っていないときは、指定医療機関の開設者に対し期限を定めて勧告することができる。
- 都道府県知事は、指定医療機関が、診療方針等に違反したとき、医療費の不正請求を行ったとき、命令に従わないとき等は、指定の取り消し等を行うことができる。

Ⅳ 指定の効力

- 大分県知事が「指定医療機関」の指定を行えば、他の都道府県が認定した受給者証所持者にも医療を行うことができる。

Ⅴ 指定の有効期間

- 「指定医療機関」の指定は、6年ごとの更新制。